

第 5 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

(1) 庁内調整機能の構築

この計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ人権、男女共同参画、教育、防災等多方面にわたる全庁的な取り組みが必要となるため、すべての関係課または関係機関と連絡・調整を図る庁内体制について検討します。ここにおいて、新しい福祉課題に対する取り組みや、様々な形で市に挙げられてきた地域福祉に関する問題、意見、要望等について、調整・協議を図ります。また、市の関係部局がそれぞれの事業などにおいて、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていけるよう、計画の全庁的な推進を図っていきます。

(2) 計画の進行管理

地域福祉計画の推進にあたっては、公募による市民の代表者や福祉関係団体の代表者、学識経験者等の委員で構成する「飯塚市地域福祉推進協議会」において、年度ごとの事業の進捗状況を点検していきます。

(3) 計画の周知・広報

この計画を推進するためには、市民や関係団体等に計画の内容を周知し、行動を喚起していくことが必要です。

このため、全市民に向けて広報誌やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報についても、広く周知していきます。

(4) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主人公は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していきます。